

令和8年度 狩猟免許の更新に伴う適性検査および講習実施要領

福 井 県

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条第2項および第4項の規定に基づき、下記のとおり狩猟免許の更新者に対する適性検査および講習を実施します。

1 対象者

令和8年9月14日に、現在所持している狩猟免許の有効期間が満了となる方。

なお、狩猟免許を2種類以上取得していて、それぞれの更新年度が異なる場合においては、今回期間満了となる狩猟免許と併せて、期間満了前の狩猟免許を更新することができます。（狩猟免許の更新の特例）

2 適性検査および講習日程

適性検査および講習は、次のとおり県内3か所の会場で開催しますので、いずれかの講習を受講してください。（講習日の1週間前までに受講票等を発送いたします。）

また、申請者がやむを得ない事由により指定された会場以外での受講を希望するときは、あらかじめ福井県エネルギー環境部自然環境課に連絡してください。会場の定員等の調整がつき、承認された場合に限り認めるものとします。

	実施日	講習等時間	講習等会場
第1回	6月28日（日）	〔1回目〕 9：00～12：30 〔2回目〕 13：30～17：00	福井県立大学小浜キャンパス 小浜市学園町1-1
第2回	7月5日（日）	〔1回目〕 9：00～12：30 〔2回目〕 13：30～17：00	福井県立大学永平寺キャンパス 吉田郡永平寺町松岡兼定島4-1-1
第3回	7月24日（金）	〔1回目〕 9：00～12：30 〔2回目〕 13：30～17：00	NOSAI 福井 鯖江市横越町18-41-1

3 更新申請期間

第1回～第3回共通 令和8年5月7日（木）から令和8年6月2日（火）まで

4 実施要領、更新申請書の入手・提出先

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入のうえ、住所地を所管する各農林総合事務所・嶺南振興局に提出してください（郵送不可）。なお、更新対象者へ申請書類一式を郵送しますが、自然環境課、自然環境課のホームページ、下記事務所でも申請書類を入手できます。

受験者の住所地	実施要領、申請書の入手先・申請書提出先
福井市、永平寺町	福井農林総合事務所 林業・木材活用課
あわら市、坂井市	坂井農林総合事務所 林業・木材活用課
大野市、勝山市	奥越農林総合事務所 林業・木材活用課
越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町	丹南農林総合事務所 林業・木材活用課
敦賀市、美浜町、若狭町(旧三方町)	嶺南振興局 二州農林部 林業水産課
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町(旧上中町)	嶺南振興局 林業水産部 林業・木材活用課

5 適性検査および講習の内容

適性検査	視力
	聴力
	運動能力
講習	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令
	鳥獣の保護管理に関する知識
	鳥獣の判別
	猟具の取扱い

6 適性検査の合格基準

科目	合格基準	
視力	網猟免許 わな猟免許	視力（万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.5以上であること。 ただし、一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.5以上であること。
	第一種銃猟免許 第二種銃猟免許	視力（万国式試視力表により検査をした視力で、矯正視力を含む。）が両眼で0.7以上であり、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること。 ただし、一眼の視力が0.3に満たない者または一眼が見えない者については、他眼の視野が左右150度以上で、視力が0.7以上であること。
聴力	10メートルの距離で、90デシベルの警音器の音が聞こえる聴力（補聴器により補正された聴力を含む。）を有すること。	
運動能力	狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がないこと。 ただし、狩猟を安全に行うことに支障を及ぼすおそれのある四肢または体幹の障害がある者については、その者の身体の状態に応じた補助手段を講ずることにより狩猟を行うことに支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること。	

7 狩猟免許の更新申請手続

(1) 狩猟免許更新申請書

2種類以上の免許を更新する場合でも、1枚の申請書で申請できます。

(2) 免許更新申請手数料 2,900円

下記より納付方法を選択し、納付してください。

① 納付書による納付

納付書をコンビニまたは金融機関等にお持ちいただき、現金にて手数料をお支払いください。申請書に納入済証を貼付してください。

(参照：[手数料の納付方法について | 福井県ホームページ](#))

※更新対象者へ申請書類一式を送付する際、納付書を同封いたします。

② コンビニによる納付

[手数料の納付方法について | 福井県ホームページ](#)から対象となる手数料を選択し、納付手続きを行い、コンビニ店舗で支払ってください。申請書に申込番号を記入してください。

③ クレジットカードによる納付

[手数料の納付方法について | 福井県ホームページ](#)から対象となる手数料を選択し、クレジットカード番号を入力して支払い、申請書に申込番号を記入してください。

なお、2種類以上の免許を更新する場合は、免許の種類ごとに手数料が必要です。

また、納付された手数料は、原則としてお返しできません。

(3) 写真(受講票貼付用) 1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、大きさ縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名および撮影年月日を記入したもの(カラーコピー不可)。

※更新する免許の数が2つ以上の場合も1枚。

(4) 猟銃・空気銃所持許可証の写し 1通

申請者が銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合のみ。

(5) 医師の診断書 1通

(4) 猟銃・空気銃所持許可証を未所持の場合のみ。

申請者が法第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証するもの。

(申請前6か月以内に診断されたものに限る。表1、2を参照。)

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第40条第2号から第4号のいずれにも該当しないことを証する。」というように、証明内容を明確に記載してください。

(記載例は福井県ホームページを参照ください。)

〈表1〉 法第40条第2号から第4号

- 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、狩猟免許（第6号の場合にあつては、取消しに係る種類のものに限る。）を与えない。
- 二 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるもの（表2を参照）にかかっている者
 - 三 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
 - 四 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（前三号に該当する者を除く。）

〈表2〉

- 法第40条第2号の環境省令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。
- 一 統合失調症
 - 二 そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）
 - 三 てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）
 - 四 前三号に掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

（6）返信用封筒（長形3号封筒(120mm×235mm)、受講票送付用） **1通**

110円郵便切手を貼り、申請者本人あての郵便番号、住所、氏名を記入したもの。

（7）自動車運転免許証（自動車運転免許証を所持している方のみ）

申請先の事務所に提示をお願いいたします。

8 適性検査および講習時に持参するもの

（1）筆記用具

（2）令和8年9月14日に期間満了となる狩猟免許

更新後の新しい狩猟免許は、現に所有する狩猟免許と引き換えに講習会場にて交付します。
紛失された場合は、更新日当日、別途亡失届の提出をお願いします。

なお、狩猟免許の更新の特例により狩猟免許の更新を受けようとする方はその狩猟免許も併せて持参してください。

（3）自動車運転免許証（自動車運転免許証を所持している方のみ）

当日受付時に、自動車運転免許証を提示していただきます。

（4）耳、目、四肢等についての適性検査の際、補聴器、眼鏡、その他補助用具の必要な方は、その補助用具

（5）テキスト代 1,760円
（お釣りのないようにご持参ください。）

◆問合せ先

名 称	所 在 地	郵便番号	電話番号
福井県エネルギー環境部 自然環境課	福井市大手 3 丁目 17-1 福井県庁	910-8580	0776 (20) 0306
福井農林総合事務所 林業・木材活用課	福井市松本 3 丁目 16-10 福井合同庁舎	910-8555	0776 (21) 8213
坂井農林総合事務所 林業・木材活用課	坂井市三国町水居 17-45 坂井合同庁舎	913-8511	0776 (81) 3223
奥越農林総合事務所 林業・木材活用課	大野市友江 11-10 奥越合同庁舎	912-0016	0779 (65) 1492
丹南農林総合事務所 林業・木材活用課	越前市上太田町 41-5 南越合同庁舎	915-0882	0778 (23) 4961
嶺南振興局林業水産部 林業・木材活用課	小浜市遠敷 1 丁目 101 若狭合同庁舎	917-0297	0770 (56) 2218
嶺南振興局二州農林部 林業水産課	敦賀市中央町 1 丁目 7-42 敦賀合同庁舎	914-0811	0770 (22) 0291